

2020年3月13日

吉見 宏

(意見)

※「監査基準」前文

三 実施時期等について

・「その他の記載内容」については、令和4(2022)年3月決算に係る財務諸表の監査から実施するものとしているが、この間、監査基準とりわけ報告基準の変更が続いていることから、監査報告書の様態が一年ごとに異なる状況が現出することになり、これは監査報告書の利用者の立場からは、比較可能性の点から望ましくはない。「その他の記載内容」に対する監査手続上の対応については、従前と大きく異なるものではないと考えられることから、実務上著しい不都合がない場合には、実施時期についてはできるだけ近い将来に設定することが望ましいと考える。

※「監査基準」本文

特に意見なし

※「中間監査基準」

特に意見なし